

玉野市漁業経営支援金（漁業者用）

長引くコロナ禍の影響や、資材費等の価格高騰により固定費が増加し更に経営の負担となっている市内漁業者（個人経営体）に対し、支援金を交付します。

支援金

1 経営体当たり 3万円 申請は1回のみです。

対象者：下記の要件をすべて満たす漁業者（個人経営体）※法人は対象外

- (1) ① 沿海漁業協同組合の組合員である者は漁業を営んでいることを証明できること
② ①以外の者は漁船を所有し漁業を営んでいることを証明できること
- (2) 玉野市に住所を有する漁業者（令和4年4月1日時点）
- (3) 今後も事業(漁業)を継続する意思があること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。

申請書類：次の全てを提出すること

- (1) 玉野市農業・漁業経営支援金支給申請書
- (2) ① 沿海漁業協同組合の組合員；漁業を営んでいることを証明できるもの
② ①以外の者；漁船を所有し、漁業を営んでいることを証明できるもの
- (3) 振込先口座通帳の写し※申請者本人名義の通帳であること
おもて面と通帳を開いた1、2ページ目の両方
- (4) 本人確認書類の写し
運転免許証（両面）、運転経歴証明書（両面）、マイナンバーカード（おもて面）など

申請先・申請期限

※感染症拡大防止のため、**郵送**での提出に御協力ください。

たまの漁業協同組合（☎21-3737）又は 胸上漁業協同組合（☎41-1535）

※上記の漁業協同組合員以外の方は農林水産課管理水産係（☎32-5535）

令和4年12月28日（水）消印有効 ※郵送料は申請者負担

よくある質問など

申請書はどこでもらえますか？

- ・「玉野市ホームページ」からダウンロード
- ・農林水産課（市役所2階）
- ・玉野市内漁業協同組合（たまの・胸上）
- ・道の駅みやま公園

玉野市農業・漁業経営支援金

検索

市外居住で玉野市内で漁業を行っています、申請できますか？

玉野市に住所を有さないので申請できません。**対象は玉野市民**です。

親子で別々に確定申告をしていますが、各々申請できますか？

親子や夫婦に関係なく、個人毎に対象者の要件を全て満たすのであれば、**個々に申請可能**です。

申請後、支援金はいつ頃に振り込まれますか？

申請した月の翌月末です。（例えば、9月に申請した場合は、10月末）

申請・問合せ先はどこですか？

（申請・問合せ先）

- ・たまの漁業協同組合員の方・・・たまの漁業協同組合（☎21-3737）
- ・胸上漁業協同組合の方・・・胸上漁業協同組合（☎41-1535）
- ・上記の漁業協同組合員以外の方
玉野市農林水産課 管理水産係（平日 8:30～17:15）
TEL：0863-32-5535 FAX：0863-32-1349
Mail：nourinsuisan@city.tamano.lg.jp

玉野市を装った詐欺にご注意ください。市職員が以下のような行為を行うことは、絶対ありません！！

- ①申請者を訪問する、
- ②通帳やカードを預かる、
- ③暗証番号を尋ねる、
- ④ATMの操作を指示する、
- ⑤お金を請求することは、絶対にありません。